

総社市告示第19号

総社市電気自動車導入費助成金交付要綱（平成22年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電気自動車 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に規定する電気自動車をいう。ただし、<u>原動機付自転車（法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）を除く。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電気自動車 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金<u>（電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業）</u>交付規程第3条第3項に規定する電気自動車であつて、<u>搭載したリチウムイオン電池のみで駆動し、かつ、同条第5項に定める急速充電設備の利用が可能なもの</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。